

改正「労働安全衛生規則」について

平成25年7月1日から、**鉄骨切断機**、**コンクリート圧砕機**、**解体用つかみ機**（以下「**鉄骨切断機等**」という）は、労働安全衛生法令（安衛法令）上の車両系建設機械の解体用機械として、**規制の対象**となりました。

これまで鉄骨切断機等は車両系建設機械には該当せず、安衛法令は適用されませんでした。休業4日以上の子傷災害が年間100件以上も発生しており、死亡災害等の重篤な災害も起きていることから、対象とすることとなりました。

規制対象となった鉄骨切断機等

コンクリート圧砕機
（コンクリート構造物を砕く）



鉄骨切断機
（鉄骨を切断）



解体用つかみ機
（本造工作物を解体）



従来からの対象機械

油圧ブレーカー



- 解体用機械を使用する時は、**運転者の安全確保に必要な防護策**を講じた上での作業を行って下さい。
- 車両系建設機械には、その**構造上定められた重量を超えるアタッチメント**を装着しないで下さい。

運転に
必要な
資格

- 3 t以上の鉄骨切断機等の運転業務
➔ **車両系建設機械(解体用)運転技能講習**
- 3 t未満の鉄骨切断機等の運転業務
➔ **車両系建設機械(解体用)運転特別教育**